

平成30年度 第1回

# 魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年4月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成30年度第1回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名  
欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	葦澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	途中退席
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		塩川久	

# 平成30年度 第1回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成30年4月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 35 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>3 番 渡邊 正一 委員</u>  <u>4 番 櫻井 信夫 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
5		その他  閉会宣言 14 時 55 分

# 平成30年度第1回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第1回魚沼市農業委員会総会は、平成30年4月25日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

それでは、定刻を過ぎましたが、今回は平成30年度第1回目の総会ということになります。今回から推進委員の皆様にも通知を差し上げておりまして、今日は5名の同席があります。

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出はありませんでした。出席者19名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第1回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長からご挨拶をいただきます。お願いいたします。

(時刻は13時35分)

上村会長

(挨拶)

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1支部会長（森山武郎委員）

第1部会としての報告はございません。

第2支部会長（桑原正文委員）

第2部会も特にごございません。

第3支部会長（佐藤正喜委員）

第3部会も特にありません。

第4支部会長（渡邊弘義委員）

特に何もありません。

広報部会長（中澤正規委員）

農業委員会だより 25号について、5月発行の運びとなりました。なお、皆さん方に総会の度に情報提供をお願いしていたんですが、なかなか挙がってきませんので、9月号発行の際に第4部会から情報の提供をお願いしたいと思います。以上です。

議長（上村会長）

そういうことで、広報部会9月号にということで、第4部会の中でそれぞれ検討願いたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは報告事項、それぞれ会務、部会報告があったわけですが、そのほか皆様方ご質問等々ありましたら、お願ひいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号3番渡邊正一委員及び議席番号4番櫻井信夫委員の兩名を指名いたします。

## 農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書4ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は21件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号について、事務局の事前配付ということで、目を通していただいたと

思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の10ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は13件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書11ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与1件、売買5件、賃借権の設定3件、使用貸借権の設定2件、合計11

件です。

なお、整理番号3番につきましては、\*\*\*\*\*委員より代理で申請された案件ですので、最後に説明をさせていただきます。

整理番号1 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計 529 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、親から子へ農業経営を移譲するためです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 \*\*\*\*\* 田 500 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作が困難なため、耕作者を探していたところ、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数は十分ありますし、大型機械を一部所有しております。一部は作業委託等しながら今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\*\* 畑 256 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外に居住しており、耕作ができず、譲受人は隣接している畑を耕作しており、申請地も管理しておりましたが、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。大型機械は所有しておりませんが、経験年数は十分ありますので、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号5番・6番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか7筆 合計 2,608 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

整理番号6 申請地 \*\*\*\*\* 田 189 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作が困難であり、譲受人は以前より申請地を耕作していたことから売買の話が

まとめ、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号7番から9番までは関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号7	申請地	*****	田	991 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****	円/10a

整理番号8	申請地	*****	田	761 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****	円/10a

整理番号9	申請地	*****	畑ほか5筆	合計 3,135 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****	円/10a

申請の理由は、貸付人が高齢等で耕作ができないため、\*\*\*\*\*が水稻やソバを作付けするため、申請があったものです。なお、\*\*\*\*\*への貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

次の整理番号10番と11番は、農業者年金受給のための経営移譲の再設定です。内容につきましては事前配付のとおりです。

以上、整理番号1番・2番・4番・5番・6番及び10番・11番は、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。整理番号7番から9番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも要件の全てを満たすと考えます。一旦説明を終わらせていただきます。

議長（上村会長）

ただいま事務局から説明がありました。

続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤正喜委員

整理番号1番ですが、20日に\*\*\*\*\*から電話がありまして、ちょうど文書届いたところなんで行って参りました。何の問題もないと思いますので、よろしく願いします。

それと整理番号4番ですが、22日に\*\*\*\*\*とこへ出向いて、現地確認に行ったらちょうどそこへ\*\*\*\*\*いまして、隣がこの\*\*\*\*\*の畑でしたので、「い



つも草が豪儀になっているんだんが、俺がしてやっていたどもに向こうからそんな話があったんで、今回売買とすることになりました。」ということで、これも\*\*\*\*  
\*\*\*\*快く引き受けてもらったそうなので問題ないと思います。

#### 小幡悦男委員

整理番号2番ですが、22日に\*\*\*\*から電話がありまして、その時点で現地確認を\*\*\*\*いたしました。\*\*\*\*と隣接している関係で別に問題ないと思います。

#### 酒井 浩委員

整理番号5番・6番とも\*\*\*\*が譲受人ということで、4月22日に訪問し、現地確認をしたんですが、一部まだ\*\*\*\*で積雪があったため、不可能でしたが、可能な限り確認をしてきました。\*\*\*\*は、20町歩ほど今2名の作業員を使って作業しているということで、大型機械も持っておりますので、特段問題ないと思われま。また、譲渡人の\*\*\*\*につきましては、奥様と会話をしたんですけども、高齢になったということと今までも\*\*\*\*に委託していたもんで、それを今回もう自分でやることはできないので譲渡することにしたと。

整理番号6番の\*\*\*\*の関係なんですが、今年3月に\*\*\*\*から\*\*\*\*  
\*\*のほうに引っ越しましたということと、あと親父さんが亡くなる前から\*\*\*\*  
\*\*にもう委託をしていて、それをもう自分でもやることができなくなったんで、今回譲渡しますということで特に問題ないと思われま。

#### 小西正春委員

整理番号7番の\*\*\*\*の件ですが、今までも\*\*\*\*が部分委託というか代掻き、田植えまではしていたもんで、今度全面委託ということでございますので、何ら問題ないと思います。

また、整理番号8番・9番については、これも機械関係はほとんど\*\*\*\*がしていたもんで、全面委託、さっきの\*\*\*\*と同じように何ら問題ないと思います。23日に現地確認しましたが、去年までは両方とも耕作してありましたので、一応問題ないと思います。

#### 議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号2番・4番から6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃借権設定に係る賃借権に関する整理番号7番から9番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

続いて、賃借権設定に係る使用貸借に関する整理番号10番・11番について、申

請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、申請どおり許可することといたします。

続いて、整理番号3番について、説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

\*\*\*\*\*委員に退席をいただきまして、説明をしたいと思います。

（\*\*\*\*\*委員退席）

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号3番について説明をいたします。

整理番号3 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか5筆 合計1,777㎡

譲渡人 \*\*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は親の死亡により相続をいたしました。が、県外に居住しており耕作ができないことから、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3番につきまして、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明に続いて地区担当委員の説明をいたします。

整理番号3番ですが、昨日譲受人に面談をいたしました。この場所につきましては、今ほど事務局からお話がありましたように、譲渡人については県外に出ているというようなことで、住宅はこの当地にはございません。\*\*\*\*\*ということになっているんですけども、実は\*\*\*\*\*の住宅の中の農地ということでございます。そんなことで事務局の説明のとおり、こちらのほうを整理したいというようなことで、譲渡人から話があって譲受人も了解したと、こんなことで話を伺いました。事務局の説明のとおりいたしたいと思います。

なお、譲受人も従来どおり耕作をしておるとというようなことで近隣にも特に問題ないというようなことです。

それでは、整理番号3番につきまして、事務局並びに担当委員の説明が終わりましたが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。それでは、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

それでは、議案第1号につきまして、整理番号1番から11番まで全て申請どおり許可することといたします。

(\*\*\*\*\*委員着席)

## 事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書15ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は1件となっています。

整理番号1	当初計画者	*****
	申請地	***** 田ほか15筆 合計12,966㎡
	当初計画目的	店舗敷地
	変更転用目的	事業計画面積の変更
	申請理由	調整池の構造等、設計内容に変更事項が発生した。

既存店舗の建て替えに伴い、流域面積及び水路の断面形状と勾配を調査した結果、流出量が許容放出量を超えてしまう確率が高いことが分り、開発区域内に調整池を計画するものですが、全体の転用面積は平成29年9月21日付け転用許可されている当初計画と同じです。

議長（上村会長）

それでは、事務局に続きまして、地区担当委員の補足説明をありましたらお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1ですが、当初の計画によりますと、既存の建物のいわゆる西側の駐車場の下に地下貯水池をつくる予定だったのが変更になりまして、既存の調整池と同じくオープン形ですということ、特に問題ないと思います。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」については、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書16ページをお願いします。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	201 m <sup>2</sup>
	農地区分	第二種農地		
	申請人	*****		
	申請理由	一般住宅1棟2階建て増築		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	判断理由	既存施設の拡張。拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない。		

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。家族が増え、既存住宅が手狭になったため、申請地とまたいで増築を行い、さらに池と花壇を申請地に移設するため、この度申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局に続いて地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いをいたします。

佐藤廣治委員

整理番号1ですが、3月頃から具体的に話を聞いておりました。それで、先ほど話がありましたように長男夫婦が自宅に入ることに伴って、部屋が非常に狭くなったということで増築したいと。いろいろ検討を重ねたんですけども、後ろのほうに増築することが雪下ろし等の関係からやむを得ないということになりまして、畑に掛かってしまうというようなことで、計画が出されたものでございます。掛かる用地は少ないんですけども、そこしか場所がないということですし、現状の畑も非常に優良に畑を作っているということではなくて、屋敷と一体となって敷地をやっているような土地でございますので、やむを得ないのではないかなということでございます。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」ということで、整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。  
それでは、異議なしと認め、許可相当に決定し県に進達することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（塩川副参事）

議案書の17ページをお願いします。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は3件です。

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 田 合計 529 m<sup>2</sup>  
農地区分   第一種農地  
権利種別   所有権移転 売買   \*\*\*\*\*円  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
申請理由   一般住宅1棟2階建て、カーポート  
転用目的   一般住宅建築用敷地  
判断理由   申請にかかる農地の位置は、道路を隔てて北側に広がる  
              集団的農地を分断する恐れがないと認められるため。  
申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。譲受人は現在アパートに居住して  
いますが、子供の泣き声等で近隣に迷惑をかけており、適地に土地を購入  
し一般住宅を建築する旨、申請があったものです。

整理番号2 申請地       \*\*\*\*\* 田 324 m<sup>2</sup>  
農地区分   第三種農地  
権利種別   所有権移転 贈与  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
申請概要   一般住宅1棟2階建て  
転用目的   一般住宅建築用敷地  
判断理由   申請地の300m以内に\*\*\*\*\*インターチェンジがある  
              ため。  
申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。譲受人は現在市内のアパートに住  
んでいますが、父名義の土地を譲り受け、自己の住宅を建築する旨、申請  
があったものです。

整理番号3 申請地       \*\*\*\*\* 田ほか6筆 2,403 m<sup>2</sup>  
農地区分   第一種農地

権利種別 賃借権設定  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 店舗1棟1階建て、駐車場12台分  
転用目的 コンビニエンスストア店舗及び駐車場  
判断理由 国道17号、県道下倉小出線沿線であって、\*\*\*\*と\*\*\*\*が近隣にあり、公共的施設化が進んでいる地域であるため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。コンビニエンスストアの店舗\*\*\*\*を新築する旨、この度申請があったものです。

議長（上村会長）

それでは、ただいま議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。続いて地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

富永虎良委員

整理番号1番ですが、今ほどの事務局の説明のあったとおりでございますので、特別問題はないかと思えます。

上村喜久雄委員

整理番号2番ですが、先般この譲渡人から電話をいただき、現地も確認いたしました。適当な住宅地というようなことで、なかなか検討していたのですが、娘が自宅の後に住宅を構えていくのだということでございます。事務局の説明のとおりでございます。

事務局（米山事務局長）

議事参与の制限ということで\*\*\*\*委員から退席いただきます。  
（\*\*\*\*委員退席）

菑澤芳子委員

整理番号3番ですが、この件については2番の\*\*\*\*も話を聞いて現地を確認しておりますが、私のほうから説明させていただきます。4月21日に代理人の\*\*\*\*が家に来られ話を聞きました。23日に現地を確認いたしました。内容については事務局の説明のとおりです。この地図で見ると、この土地は駐車場のところの点々というのが用水で、国道沿いと建物の後ろの面に3か所用水が通っております。特に駐車場の下になるということもありまして、下の地区のほうにも繋がっておりますので、代理人には十分配慮していただくようお願いしてあります。特に問題はないと思われます。

議長（上村会長）

それでは、ただいま事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

別に問題はないと思うんですけど、この図面を見ると真ん中に魚沼市の道があるので、これは魚沼市さんが売り渡すのか、それとも\*\*\*\*が占用許

可を取るのか、どちらになるか教えてもらいたいのですけれども。

菑澤芳子委員

私たちに図面を持って説明に来られた時は、払い下げをということになっております。

桑原正文委員

分かりました。

議長（上村会長）

その他、どうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので採決を行います。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号1番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

（\*\*\*\*\*委員着席）

次に、整理番号2番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番から3番まで異議なしと認め、許可相当に決定し県に達することといたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（米山事務局長）

事務局の説明の前に3月の総会の際の宿題と言いましようか、\*\*\*\*\*の永久転用の件につきまして、これについては、今これから説明の事実確認の決定についてということで、同じ場所なのですけれども違う部分での決定になるのですが、その前に3月の宿題となっておりますのでございます。\*\*\*\*\*の代理申請人がある\*\*\*\*\*のほうに確認したところ、転用の許可が出た場合、直ちに地目の変更は行うこととしているということでございます。地目につきましては、雑種地として申請する予定だということで、県の転用担当者からの聞き取りをしておりますので、ご報告をいたします。以上でございます。

事務局（塩川副参事）

それでは、続いて説明をさせていただきます。議案書の 19・20 ページをお願いします。

議案第 5 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は 10 件です。これは\*\*\*\*\*地内、\*\*\*\*\*の関連であり、昭和 46 年から周辺一帯での土取り場として許可を受け利用しているものですが、申請地は下部急傾斜面に位置し原野化しており農地として復元することが困難であるため、申請がありました。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、議案第 5 号につきまして事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

（特になし）

それでは特になさいますので、採決に入ります。議案第 5 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については申請のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の 21 ページをお願いします。

日程第 4 議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明させていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	79 件
	筆数	229 筆
	面積	199,854.09 m <sup>2</sup>

なお、詳細につきましては、事前配付のとおりです。

続きまして所有権移転ですが、議案書の 45 ページをお願いします。

今月は売買 3 件、筆数 24 筆、面積 18,666 m<sup>2</sup>です。

整理番号 1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 1 筆	合計 1,164 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		



整理番号 2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 16 筆	合計 13,472 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

整理番号 3	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 4 筆	合計 4,030 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、議案第 6 号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 7 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（米山事務局長）

議案書の 47 ページをお願いいたします。

日程第 4 議案第 7 号「魚沼市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてでございます。これは、農業委員会法第 7 条第 1 項の規定に基づき、農地等の利用の最適化に関する指針について、別添のとおり策定してよいか意見決定を求めるものでございます。1 枚めくっていただきますと、指針（案）が添付されております。この案の作成につきましては、幹事会において 2 月 21 日、3 月 13 日の 2 回協議をいただき、その後 4 月 9 日の推進会議において農業委員会法第 7 条第 2 項の規定により概要を説明し、意見を付し成案として今回の議題としていることをまずは報告いたします。

内容につきましてでございます。まず「第 1 基本的な考え方」でございます。4 行目辺りから魚沼市の現状により米価の下落、農業者の高齢化、農業の担い手不足が問題であり、地域とともに、それに向け対策を図ることが求められていることか

ら、地域の特性を活かしながら、活力のある農業・農村を築くために農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じ「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう指針を作成し、具体的な目標と推進方法を定め、平成 35 年度を目標とし、3 年ごとの農業委員及び推進委員の改選に合わせて検証と見直しを行うことにさせていただいております。

続きまして、下の段「第 2 具体的な目標と推進方法」でございます。「1. 遊休農地の発生防止・解消について」ですが、表のとおり平成 35 年度を目標に遊休農地をゼロにしていくという内容になっております。次のページをご覧ください。「(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」ということで 3 つ掲げております。①に農地の利用状況調査と利用意向調査を実施する。②に農地中間管理機構との連携。③で現況に応じた非農地判断による守るべき農地の明確化を図るなどの方法で推進していくということで記載されております。

続きまして、「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」ですが、これも集積目標は表のとおりでございます。平成 35 年度を目標に集積率を 90%にするということで掲げております。次ページ、51 ページでございます。「(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」といたしまして、4 つ掲げております。①で「人・農地プラン」の作成・見直しを地域において主体的に取り組むこと。②で農地中間管理機構との連携。③で積極的な農地の利用調整と利用権設定。④で所有者等を確認することができない農地の有効利用を促進するなどの方向で推進していくと記載されております。

最後のページでございます。「3. 新規参入の促進について」でございます。「(1) 新規参入の促進目標」についてですが、新規参入者数(個人)につきましては、2.5ha 5 人、新規参入者数(法人)につきましては、113.8ha 7 法人を目標としております。「(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」として 4 つ掲げています。①新潟県農業会議、全国農業会議所、農地中間管理機構との連携による新規参入希望者の把握と指導。②といたしまして、積極的な新規就農フェア等への参加。③で農地中間管理機構の活用等による積極的な企業参入の推進。そして、④で地域における新規参入者の受入条件の整備を図り、新規就農を促進するとともに後見人等の役割を担うなどの方法で推進していくということで、この魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)ということで説明をさせていただきます。簡単ではございますが、これで説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(上村会長)

それでは、ただいま議案第 7 号につきまして事務局から説明がありました。この経過につきましては、事務局長がお話しましたように最終的には推進委員会の皆様方にもお諮りをしたいということでございます。詳細については、今事務局長から説明のとおりでございます。そのほか質問・ご意見等ある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

少し確認だけさせていただきたいのですが、指針計画は年度ですか。平成 35 年度ですか。

事務局(米山事務局長)

違います。35 年ですね。

中澤正規委員

度はいらないと思いますが。

事務局（米山事務局長）

はい、申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

議 長（上村会長）

はい、そのようにお願いします。

特になければ、魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」というようなことで決定をさせていただきたいと思います。この指針については、以上のようなことでございますけれども、今後この具体的な活動という中では、これから7月に向けては農地パトロールというような活動が出てくるわけでございます。特に、この30年問題というようなことで、この国の枠組みが廃止されている事の中で、日本全国ともに撤廃されたことによる、いわゆる個人管理等々の荒廃が進むのではないかという危惧しているところでございます。一つの活動のこの動きといたしましても、今後このパトロールに向けた中でのこのやり方、またこれを確実性を持たせるというようなことの中での内容の計画ということで、まずもってこのパトロールについてのやり方というようなことで、事務局から検討をしてもらうことで、お願いしたいなと思っております。それでは、この指針につきましては以上のようなことで決定をさせていただきたいと思います。

## その他

事務局（米山事務局長）

・配付資料、冊子についての説明。

議 長（上村会長）

それでは、本日の提案いたしました報告・議案事項については全て審議をいたしました。大変ありがとうございました。

(時刻は 14 時 55 分)

上記会議の内容は、平成30年度第1回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---